

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった「平成22年9月3日及び平成23年2月10日に開催された岩出市の環境をまもる審議会の議事録」のうち、「印影」及び「平成23年2月10日開催分の議事録におけるごみを有料化とする場合の設定金額」に係る部分を除き、公開すべきである。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成23年6月6日、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「本件条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「平成22年度に開かれた岩出市の環境をまもる審議会の議事録」及び「岩出市の環境をまもる審議会委員の名簿」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年6月20日、実施機関は、本件請求に対して「平成22年9月3日及び平成23年2月10日に開催された岩出市の環境をまもる審議会の議事録」における「議事内容部分」を本件条例第9条第7号に規定する意思形成過程情報であるとして、「岩出市の環境をまもる審議会委員の名簿」における「委員の住所」を本件条例第9条第2号に規定する個人情報であるとして非公開とし、その余の部分を公開する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年7月25日、異議申立人は、本件処分（個人情報であるとして非公開とした部分を除く。以下同じ。）を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求める。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 公開しない理由として、議事内容は、「意思形成過程にある情報に該当する。」とされているが、公開することにより意思形成にいかなる支障が生ず

- るおそれがあるのかという具体的な説明がなされていない。
- 2 市民に直接関係のあるごみ処理やごみ有料化などの問題については、市民の間での議論を呼びかけるべきであり、そのためにも議事内容を公開し、審議会と市民の議論を並行させてこそ、適切な結論が出る。
 - 3 第2次岩出市長期総合計画では「市民が参加しやすいシステムの構築に取り組む」とあり、現状を改革しようとするものであるが、「審査会、委員会での検討が市民が参加しやすいシステムである。」と現状を肯定するのであれば、総合計画にある積極的な方向・精神を捨ててしまっているといわざるを得ない。意思形成過程から市民を排除することは総合計画にある「行政への市民参加の促進」という文言に逆行するものであり、これらに照らして考えるべきである。

第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 議事内容は、審議会における審議や検討などのために出された委員の発言や意見、提言などを記録したものであり、公開することにより、今後の審議会における自由で率直な発言、意見交換、提案などができなくなるおそれがある。また、議事内容は、審議会としての意思決定である答申を出す前の未成熟な情報であり、公開することにより、市民に誤解を与えたり混乱を招くおそれがある。
- 2 議事内容を公開しないことで、市民の間での議論を阻害しようとするものではなく、未成熟な情報に基づく議論を呼びかけたとしても、市民の理解と納得による適切な結論に到達するとは考えられない。
- 3 第2次岩出市長期総合計画では、「行政への市民参加の促進」として、各審議会・委員会等において審議や検討を進めることも「まちづくりや政策決定過程等への市民参加を促進し、市民の行政への参加意欲の向上と市民が行政に参加しやすいシステム」のひとつであると考えられるものであって、意思形成過程から市民を排除するものではなく、何ら逆行するものではない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分の対象となった公文書について
本件処分の対象となった公文書は、平成22年9月3日及び平成23年2月10日に開催された岩出市の環境をまもる審議会の会議の状況に関する

るものであり、開催日時、開催場所、委員の氏名及び出席状況、議題並びに議事内容が記録されている。このうち議事内容部分には、発言の要旨と発言者の職名（特定の個人名の記録はない。）のほか、署名委員の署名と印影が記録されている。

2 本件条例第9条第7号の該当性について

- (1) 本件条例第9条第7号では、公開しないことができる公文書として、「市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」と規定している。この趣旨は、当該情報を行政決定途上の未成熟な情報の公開によって市民に混乱を招く場合や自由な意見交換を困難にする場合、一部の者に利益を与える場合などがあり、そのような場合には、当該情報を公開する利益より、当該情報を非公開とすることで守る利益の方が優先するとして非公開事由とされたものである。もっとも「意思形成過程」にある情報が全て非公開となるものではなく、これらのうち「当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずる」おそれがあるものに限定されるものである。
- (2) 審議会等の会議や議事録の公開は、憲法で保障された知る権利（憲法第21条）に対応するものであり、行政の監視や行政への参加の充実という情報公開の目的に照らして、極めて重要な意味を持つことはいうまでもないが、他方で、審議事項の性格によっては、(1)で述べたような「支障」が生ずるおそれがあることも否定できず、したがって、審議事項の内容や性格を問題にすることなく、一律に会議や議事録を公開すべきとする主張や、逆に一律に非公開にすべきとする主張が妥当でないことはいうまでもない。また、議事録をも含む審議会等に関する情報の公開・非公開の判断は、当該審議会の審議事項、議事録の記載事項の内容・性質等に照らして個別具体的に判断されなければならない。
- (3) 考えるに、本件において実施機関の「議事内容が公開されれば、委員の自由な意見交換が阻害され、将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがある」という主張は、発言者の名前が明らかとなっていない本件においては、一般的かつ抽象的なものにとどまり「支障が生ずる」おそれが個別具体的に立証されているものではないと判断せざるを得ない。

(4) しかしながら、未成熟な情報として、「ごみを有料化する場合の設定金額」については、これを公開することにより、市民に、審議及び検討の途中であるごみの有料化について、また、有料化された場合の設定金額についてあたかも決定したかのような誤解を招き、また、市民の不正確な理解によるごみ袋の買占めといったような混乱が生ずるおそれも十分に予想されるところである。

よって、本件処分の対象となった公文書の議事内容のうち「ごみを有料化する場合の設定金額」についてのみ、本件条例第9条第7号に規定する意思形成過程情報に該当すると認めることができる。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、議事内容部分には、「印影」が記録されているが、これは個人情報の非公開を定めた本件条例第9条第2号により非公開とされるべきものであり、議事内容部分が非公開であったものをほぼ公開すべきものと判断したことに伴って追加される理由であることから、異議申立人の不利益にはならないと考える。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H23・8・1	実施機関からの不服申立てに係る諮問書の受理
H23・8・2	実施機関に対して弁明書の提出依頼
H23・8・12	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H23・8・16	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H23・8・31	不服申立人からの反論書（正副2通）の受理
H23・9・1	実施機関に対して不服申立人の反論書（副本）を送付
H23・10・14	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関担当者から説明の聴取
H23・10・28	諮問に対する答申を行うための審査会の開催
H23・11・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催